



# 高所作業車運転技能講習（10月）

労働安全衛生法の規定により、作業床の高さが10m以上の高所作業車については、都道府県労働局長に登録する機関が行う技能講習を修了した者でなければ運転できないことになっております。

## ●実施要領

受講資格	満18歳以上の方で、次のいずれかの資格を有している者
	イ) 建設機械施工技術検定に合格した者
	ロ) 大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許を有する者
	ハ) フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者
講習日時	<b>令和元年10月24日（木）～25日（金）</b> 24日 8：30～17：45 学科 25日 8：00～17：20 実技 ※講習初日は、8時20分までにお越しください。 ※遅刻、早退、欠席がある場合は修了試験の受験資格が無くなりますのでご注意ください。
講習会場	スキルアップセンターとまこまい 苫小牧市新開町4丁目6番12号 Tel:0144(55)6622
申方法込	受講希望者は、受講申込書に所要の事項を記入し、 <b>写真3枚</b> （1枚は申込書に貼付すること）、 <b>官製ハガキ1枚</b> 、 <b>受講料</b> 、 <b>テキスト代</b> を添えスキルアップセンターとまこまい TEL 0144-55-6622にお申込下さい。 折り返し受講票と領収書を発行致します。 ※修了証の郵送をご希望の方は、404円分の切手を貼った封筒を申込時に提出して下さい。
申込締切	<b>令和元年9月2日（月）～10月11日（金）</b>
受講料	・一部免除 33,440円（本講習は、一部免除コースのみの開催となります） ・テキスト代 1,880円
定員	10名
※一部免除受講者は、その該当する資格のコピーを必ず申込用紙に添付すること。 ※官製ハガキは、修了試験の可否通知に使用するので、発送先の住所を記入のこと。 ※写真サイズは3.0cm×2.5cm、裏面に氏名を記入 <b>無帽・上半身正面・背景なし</b> で撮影した鮮明なもの。ポラロイド写真、昇華型のプリンターで印刷した写真は不可。	

## ●講習内容

区分	講習内容	講習時間
学科	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5時間
	運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実技	作業のための装置の操作	6時間
計		14時間

## ●修了試験

講習終了後ただちに修了試験を行います。修了試験は学科試験（1時間）と実技試験があります。

## ●技能講習修了証の発行

この技能講習の所定科目を受講し、かつ修了試験（学科及び実技）に合格した者に対し修了証を交付します。

## ●その他

(1) 定員は10名となっております。

申込み締切日以前であっても、定員に達し次第申込み受付を打ち切りますので、ご了承下さい。

(2) 申込締切日以降は、受講取消などいかなる理由があっても受講料、テキスト代は返金いたしませんのでご了承下さい。

(3) **講習初日は、8時20分までにお越しください。**

(4) 実技講習時(2日目)には、必ず作業服、ヘルメット、安全帯、安全靴、作業用手袋等を装着してください。

(5) 昼食は、各自弁当を持参されるか、外の食堂施設を利用してください。

(6) 万が一、修了試験が不合格となった場合には、以下の2つの方法を選ぶことができます。

区 分	内 容	料 金
①補講+再試験	補講と再試験を次回の講習実施時に受けていただきます。	4,125円
②再試験のみ受験	訓練センターが指定する日に再試験を受けていただきます。	1,045円

### ※人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース-経費助成・賃金助成)

訓練センターが実施する技能講習を従業員に受講させる場合、北海道労働局の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)を活用し、事業主が賃金や受講料に対する助成を受けることができます。

#### ○人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース-経費助成・賃金助成)の助成額

・経費助成 受講料+テキスト代の75%～45%※

・賃金助成 1日あたり、8,360円～6,650円※

※雇用保険被保険者数によって異なります。詳しくは北海道労働局ホームページをご覧ください。

#### 【利用できる事業主】

- ・雇用保険料率が1,000分の12の中小建設事業主であること。
- ・受講料を事業主が負担していること。
- ・雇用保険適用事業主であること。
- ・受講者が雇用保険の被保険者であること。
- ・講習期間中も出勤扱いで、通常賃金以上が支払われること。
- ・受講時間が企業の所定労働時間外に及ぶ場合は、割増賃金を支払うこと。
- ・受講者が全カリキュラムの7割以上を受講すること。

※この助成金を申請する為に、講習開始日以前に当職業訓練センターと助成金申請者(事業主)との間で委託契約を結ぶ必要があります。

講習終了後に委託契約を結ぶことは出来ませんのでご注意ください。

また、登録教習機関等に委託して実施する場合は**計画届の届出が不要**となります。

申請に必要な書類は訓練センターから提供いたしますが、申請は各事業所で行っていただきます。

北海道労働局長登録教習機関

一般社団法人 苫小牧地域職業訓練センター運営協会

苫小牧市新開町4丁目6番12号

電 話 0144-55-6622

F A X 0144-51-2225